

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和2年8月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

岩美郡岩美町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を3割とし、県は、損害賠償金121,200円を支払うものとする
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和2年5月25日

(2) 事故発生場所

鳥取市南吉方三丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県県土整備部鳥取県土整備事務所所属の職員が、公務のため普通特種自動車（道路作業車）で右折車線を走行中、左車線から車線変更してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。